

# 新規就農者育成総合対策 (就農準備資金)

県が認める研修機関で研修を受ける就農希望者に、  
一人あたり **年間最大 150 万円** を交付します

## <交付の内容>

- ◇ 交付額 年間最大 150 万円
- ◇ 交付期間 最長 2 年間
- ◇ 交付方法 県（農林事務所又は農業ビジネス課）から研修生へ支給

## <主な交付要件>

- 1 就農予定時の年齢が、原則 50 歳未満（職務経験等によって 45 歳未満）で、次世代を担う農業者になる意欲があること
- 2 独立・自営就農<sup>※1</sup> 又は雇用就農又は親元就農<sup>※2</sup> を目指すこと
  - ※1 就農後 5 年以内に認定新規就農者又は認定農業者になること
  - ※2 就農後 5 年以内に経営を継承すること（法人の場合は共同経営者になること）
- 3 県が認めた研修機関等で概ね 1 年以上かつ概ね年間 1,200 時間以上研修を受けること
- 4 常勤の雇用契約を締結していないこと
- 5 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業の交付を受けていないこと
- 6 原則、前年の世帯（親子及び配偶者）所得が 600 万円以下であること
- 7 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

## <交付停止・返還等>

- 1 適切な研修を行っていない場合
- 2 研修終了後 1 年以内に 50 歳未満で就農しなかった場合
- 3 就農後に交付の 1.5 倍（最低 2 年間）の期間、農業を継続しない場合
- 4 独立・自営就農者について、就農後 5 年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかった場合
- 5 親元就農者について、就農後 5 年以内に経営を継承しなかった場合（法人の場合は共同経営者にならなかった場合）

## <スケジュール等>

### ◇ 申請書類

県ホームページ [新規就農者育成総合対策 静岡県](#) で検索

### ◇ スケジュール（審査会予定）

年5回程度

（令和4年6月、9月、12月、令和5年1月、2～3月頃）

### ◇ 交付後の確認

研修中は半年ごと「研修状況報告」、就農時「就農報告」、研修終了後は半年ごと6年間「就農状況報告」を提出いただきます

現地訪問及び聞き取りにより研修の状況や就農の状況を確認します

## <問合せ先>

### ◇最寄りの農林事務所

賀茂農林事務所	企画経営課(下田市)	TEL 0558-24-2076
東部農林事務所	生産振興課(沼津市)	TEL 055-920-2158
富士農林事務所	生産振興課(富士市)	TEL 0545-65-2194
中部農林事務所	生産振興課(静岡市)	TEL 054-286-9023
志太榛原農林事務所	生産振興課(藤枝市)	TEL 054-644-9214
中遠農林事務所	生産振興課(磐田市)	TEL 0538-37-2269
西部農林事務所	生産振興課(浜松市)	TEL 053-458-7212

県外で研修した後、県内で独立・自営就農予定の方は、農業ビジネス課に御相談ください。

### ◇総合窓口

静岡県経済産業部農業局 農業ビジネス課 担い手育成・支援班

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6 TEL 054-221-2629

E-mail [nougyoubiz@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:nougyoubiz@pref.shizuoka.lg.jp)

県ホームページ [新規就農者育成総合対策 静岡県](#) で検索

